



第2章 高知県に おける DVの現状

1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成21年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(有効回収数:1,142人、有効回収率:57.1%)を実施しました。その中で、DVについても質問しています。(資料編3ページ参照)

- 約3割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。
「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人を合わせると、その内容の主なものは以下のようになっています。
なお、平成16年の調査から比べると、「平手でぶつ、足でける」といった身体的暴力に加え、「大声でどなる」といった精神的暴力などの加害も、どの年代でも概ね増加傾向にあります。

大声でどなる	36.8%
平手でぶつ、足でける	27.4%
ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす	23.7%
物を投げつける	21.8%
何を言っても長時間無視し続ける	19.3%

このほか、インターネットや携帯電話の普及により、「携帯電話、メールなどを細かく監視する」など、これまでには見られなかったDVの形態も出現しています。

- DV行為を「直接、経験したことがある」と回答した人の相談先については、「誰(どこ)にも相談しなかった」と答えた人の割合が51.4%と約半数となっています。
相談した場合の主な相手は、以下のようになっており、公的機関や外部機関への相談はごくわずかで、DVが潜在化していることがうかがえます。

家族、親戚	27.4%
友人、知人	26.5%
警察	3.4%
女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	2.2%
市町村役場・福祉事務所	1.2%
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	0.6%

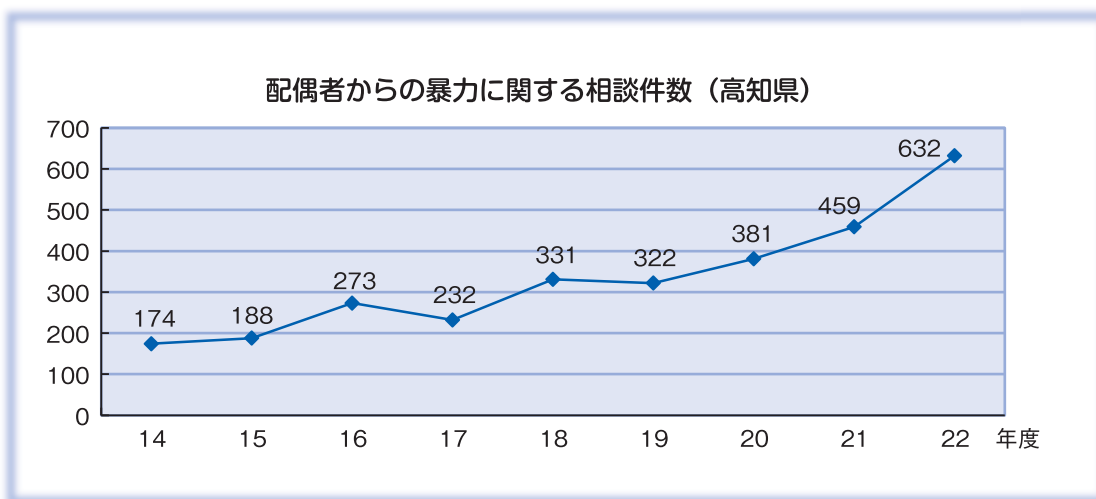
- DVの認知度については、低い年代ほど高く、20歳代はほとんどすべての人が内容も含めて知っていますが、一方、DV防止法の認知度に関しては、20歳代の「内容を知っている」比率が、他の年代と比べて大幅に下回っています。

2 DVに関する相談の状況

(1) 相談件数

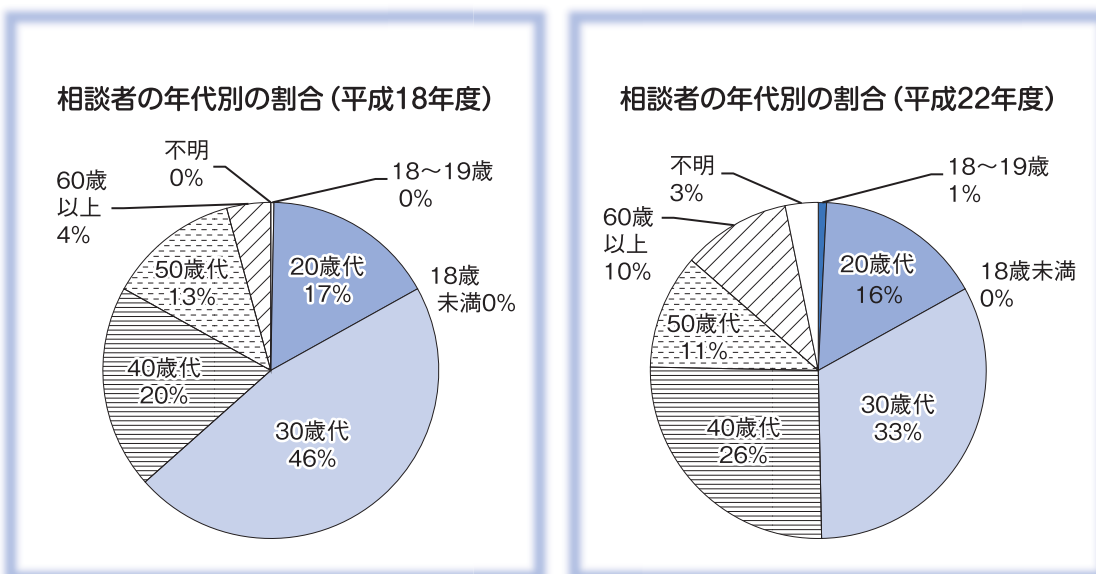
配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は年々増加傾向にあり、平成22年度は632件で、同センターが開設された平成14年度の174件の約3.6倍となっています。

このことは、民間団体と一体となって広報・啓発に取り組んできた結果、DVへの認識が一定深まった成果の表れであると考えられます。



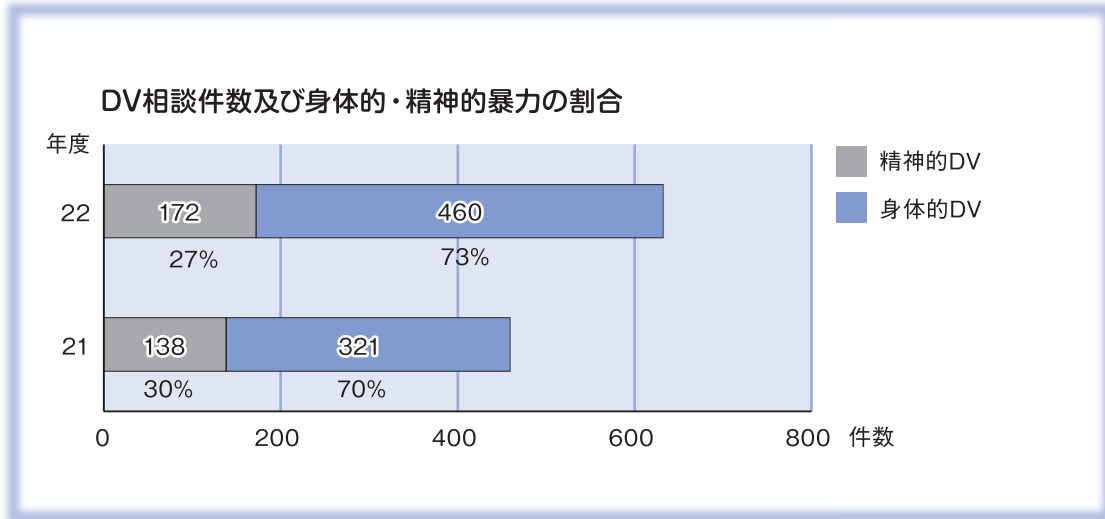
(2) 年代別

相談者を年代別にみると、40歳以上の相談件数の割合は、平成18年度の37%に対し、平成22年度は47%と増加しています。中でも、60歳以上の高齢者の割合は、平成18年度は4%でしたが、平成22年度は10%と2.5倍になっており、長い間家庭で我慢してきた被害者が声をあげだしたことがうかがえます。



(3) 相談内容

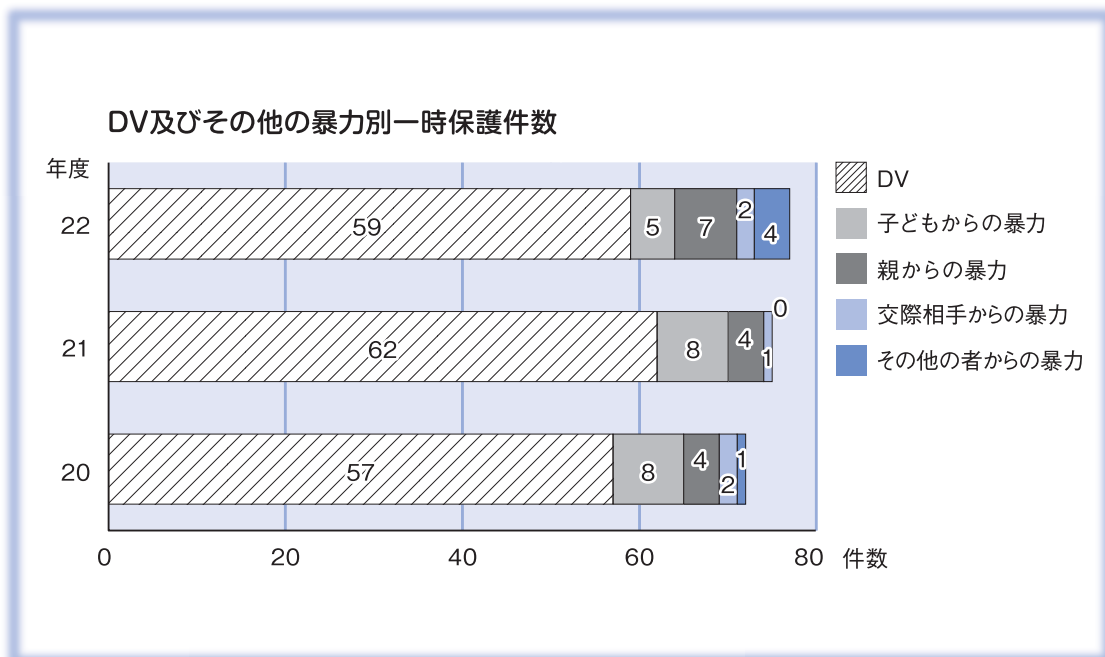
DV相談の内容をしてみると、平成22年度は相談件数632件のうち、殴るなどの身体的な暴力に関する相談は460件で約7割を占めていますが、暴言、無視、生活費を渡さないといった精神的な暴力も約3割存在しています。



3 一時保護の状況

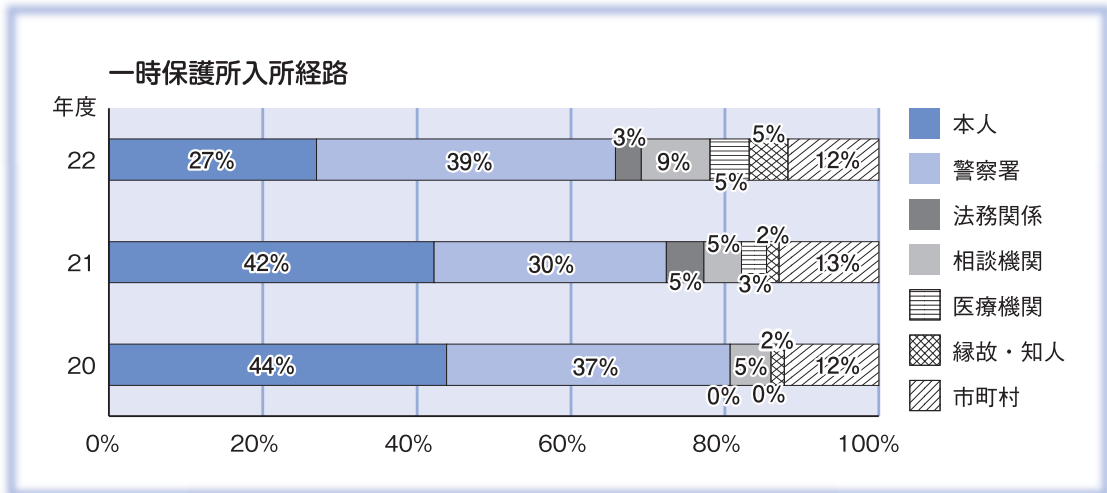
(1) 一時保護件数

配偶者暴力相談支援センターでの、DVに係る一時保護件数は、平成20年度は57件、平成21年度は62件、平成22年度は59件と横ばい傾向にあります。



(2) 入所経路

一時保護所の入所経路は、平成20年度は「本人（被害者自ら配偶者暴力相談支援センターの存在を知り連絡してきたもの）」と「警察」が合わせて81%を占めていましたが、平成22年度は「本人」と「警察」が合わせて66%で、それ以外の「法務関係」「相談機関」「縁故・知人」などの割合が増加しており、一時保護所への入所経路が広がってきています。

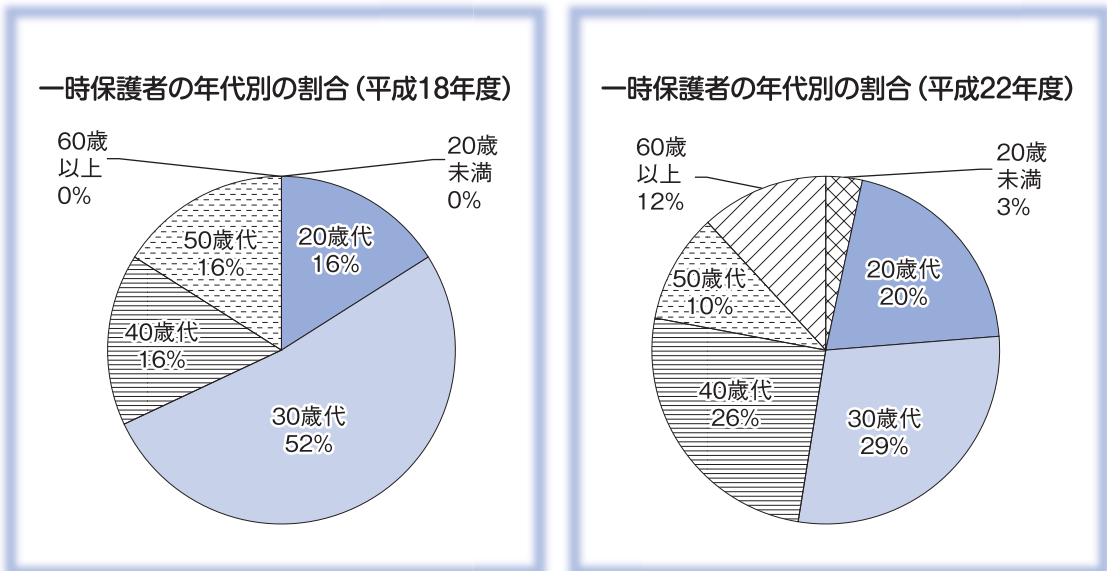


(3) 年代別

一時保護された被害者の年代別では、平成22年度は、30歳代が最も多く、29%で全体の約3割を占め、次が40歳代26%、20歳代20%となっています。

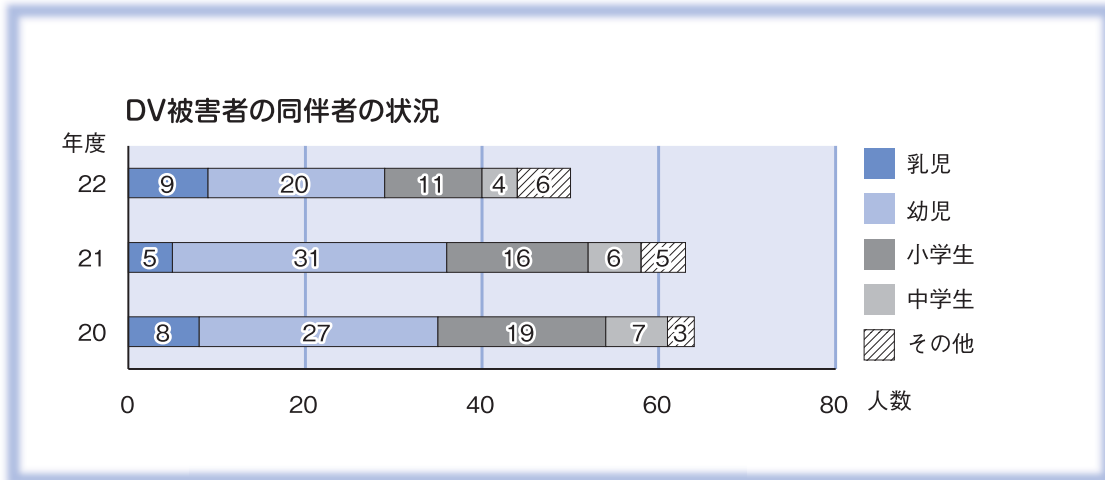
40歳以上の割合は、平成18年度の32%に対し、平成22年度は48%と、相談の状況と同じように増加しています。

また、60歳以上の割合が平成18年度は0%であったのが、平成22年度は12%と増加しており、高齢者虐待や高齢者福祉の観点も必要と考えられます。



(4) 同伴者

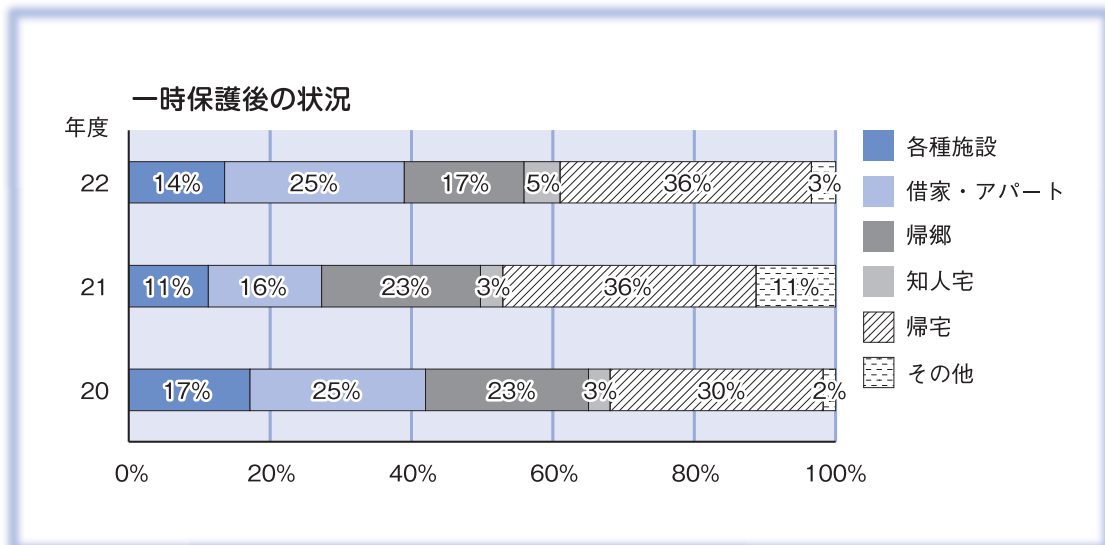
同伴者の内訳は、乳児から中学生の子どもが約9割を占めています。子どもも心に傷を負い、自らが将来のDV被害者や加害者となる場合もあることから、子どものケアを行い、暴力の連鎖を断つことが重要です。



(5) 一時保護後

一時保護後の状況を見ると、※4自立支援施設や※5母子生活支援施設などの「各種施設」や「借家・アパート」などで、自立した生活を始める被害者がいる一方で、帰宅する被害者が3割強存在します。帰宅する被害者のほとんどが、精神的、経済的に自立できないなどの理由により夫のもとに帰っています。

いずれの場合も、被害者が暮らすのは地域ですので、地域での見守りが課題となります。



※4 一時保護所退所後に、引き続き自立に向けた支援を必要とする女性に対して、住と食を提供し自立を支援する施設。

※5 18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、母子家庭に準じる家庭の女性と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設。